

○小浜市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
小浜市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 一般診断法 10,000円 伝統耐震診断法 112,200円	営繕管財課 0770-64-6071 (内線259)
小浜市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大175万円(工事費の100%以内) (部分改修) 最大175万円(工事費の100%以内)	
小浜市ブロック塀等の 安全対策事業	補助	避難路に面する危険ブロック塀の除却、建替えの費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の2/3または除却する危険ブロック塀の総延長×8万円×2/3(いずれか低い額) (除却) 最大20万円 (建替え) 最大40万円	
小浜市瓦屋根安全対策事業	補助	DID地区内にあり令和3年以前に建築された建築物の瓦屋根の耐風診断費用の一部を補助 【個人負担】 3,000円 耐風診断の結果、耐風改修の必要があると判断された瓦屋根の耐風改修費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の23/100(最大55万2千円)	
小浜市住まい支援事業 (多世帯同居支援型)	補助	多世帯同居をするために一戸建て住宅をリフォームする者に対して、リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/2(最大60万円)	
小浜市住まい支援事業 (子育て世帯等支援型)	補助	空き家を購入・リフォームし居住する移住者・子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等・多世帯同居者・多世帯近居者に対して、購入・リフォームに要する費用の一部を補助 また、空き家をリフォームし賃貸する所有者等に対して、リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/3 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大60万円 居住誘導区域外の場合、最大30万円 旧耐震住宅の建替えを行う移住者・子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等・多世帯同居者・多世帯近居者に対して、建替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/3 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大30万円 居住誘導区域外の場合、最大15万円	営繕管財課 0770-64-6073 (内線258)
小浜市空家等除却支援事業	補助	老朽空家等の除却工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 特定空家等の除却費用の1/3(上限50万円) その他の老朽空家等の除却費用の1/3(上限25万円) 準老朽空家等の除却費用の1/3(上限10万円)	
空き家適正管理促進事業	補助	空き家管理代行サービスの継続的な利用に要する費用の一部を補助 【補助額】 費用の1/3(上限36,000円/年)	

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
合併処理浄化槽 設置整備事業補助金	補助	公共下水道事業認可区域以外の区域、農業・漁業集落環境整備事業にかかる整備計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助(ただし、住居に限る) 【補助金額】 5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～50人槽 660,000円 合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去が必要な場合(同一敷地等条件あり) 単独処理浄化槽撤去 最大120,000円、汲み取り便槽撤去 最大90,000円 単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換による宅内配管工事にかかる費用 最大300,000円	上下水道課 0770-64-6029 (内線235)
水洗便所改造資金 貸付制度	融資	公共下水道事業処理区域において、くみ取り便所(既設浄化槽を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事に対し、資金を融資 【融資限度額】 供用開始3年以内 1件につき150万円以内 供用開始3年以降 1件につき100万円以内 【貸付利率】 年1.85%(別途保証料が必要な場合あり) 【償還期間】 60ヶ月(5年)以内	
小浜市歴史的景観 形成補助金	補助	歴史的景観形成地区(小浜西組伝統的建造物群保存地区)内における景観形成基準に適合する外観工事費用、親子式住宅用火災警報器の設置にかかる配線工事費や、二方向避難経路を確保する費用の一部に補助 【補助金額】 対象工事費の1/4(上限額100万円等)	文化観光課 0770-64-6034 (内線228)
要介護老人住宅 環境整備助成事業	補助	在宅生活をしている高齢者に対して、洗面台の取替え、トイレの拡幅、昇降機等の整備に助成 【補助金額】 一定以上の所得がある第1号保険者 対象工事費の80%または70% その他 対象工事費の90% 上限80万円	高齢・障がい者 元気支援課 0770-64-6142 (内線160)
高齢者等にやさしい 集会施設 改修助成事業	補助	「ふれあいサロン」等的高齢者が利用する地域の集会施設の洋式便器の取換え等の工事に対し、改修費用の一部を助成 【補助金額】 補助率 事業費の20% 上限10万円	
介護保険 居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)	保険給付	要支援・要介護認定者が在宅での日常生活をおくる際に生じる不便・不自由を解決し、自立して過ごせる環境を整えるため、手すりの取付けや段差の解消など、支援対象となる住宅改修に対し改修費用の一部を支給 【支給金額】 20万円(自己負担含む)を上限とし、対象者の負担割合に応じて改修費用の9～7割を支給	高齢・障がい者 元気支援課 0770-64-6014 (内線636)
重度身体障害者住宅 改造助成事業	補助	重度身体障害者が日常生活に著しい障害があるために住宅を改造する必要がある場合に、その改造費の一部を助成 【対象者】 視覚障害・肢体不自由・体幹機能障害・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 【対象経費】対象工事費の8割、上限額80万円 ・肢体不自由・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	高齢・障がい者 元気支援課 0770-64-6142 (内線163)
日常生活用具給付等事業	補助	障害者の移動などを円滑にする用具の設置のために、小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成 【対象者】 下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢機能障害2級以上 【対象経費】原則対象工事費の9割、上限額20万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
結婚新生活支援事業	補助	婚姻に伴う新生活の経済的不安を軽減することで、少子化対策の推進に資することを目的として住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅貸借費用、引越費用等の一部を助成 補助上限額夫婦共に、29歳以下600千円/世帯～39歳以下300千円/世帯(年齢に応じ加算措置あり)	子ども未来課 0770-64-6013 (内線181)

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。